[省令第8条の17の3(特別管理産業廃棄物50トン以上排出事業者用)]

様式第2号の14(第8条の17の3関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 6 月 20 日

(宛先) 松本市長 臥雲 義尚 殿

提出者

住 所 長野県松本市筑摩四丁目18番1号 氏 名 富士電機株式会社 半導体事業本部 松本工場

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0263-25-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2 第11項の規定に基づき、 令和6 年度の特別管理 産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事	業	場	の	名	称	富士電機株式会社 半導体事業本部 松本工場
事	業	場の	所	在	地	長野県松本市筑摩四丁目18番1号
事	業	(C)	١	種	類	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
特に	引管理 お け	産業廃る 計	棄物画	処理計 期	画間	令和6年4月1日より令和7年3月31日までの1年間

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	551. 92t	全 処 理 委 託 量	551.92t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処理委託量	547. 42t
自 ら 熱 回 収 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への 処理委託量	
自 ら 中 間 処 理 に よ り 減 量 す る 特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理 委託 量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量	前々年度	423. 20t
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前年度	427. 94t

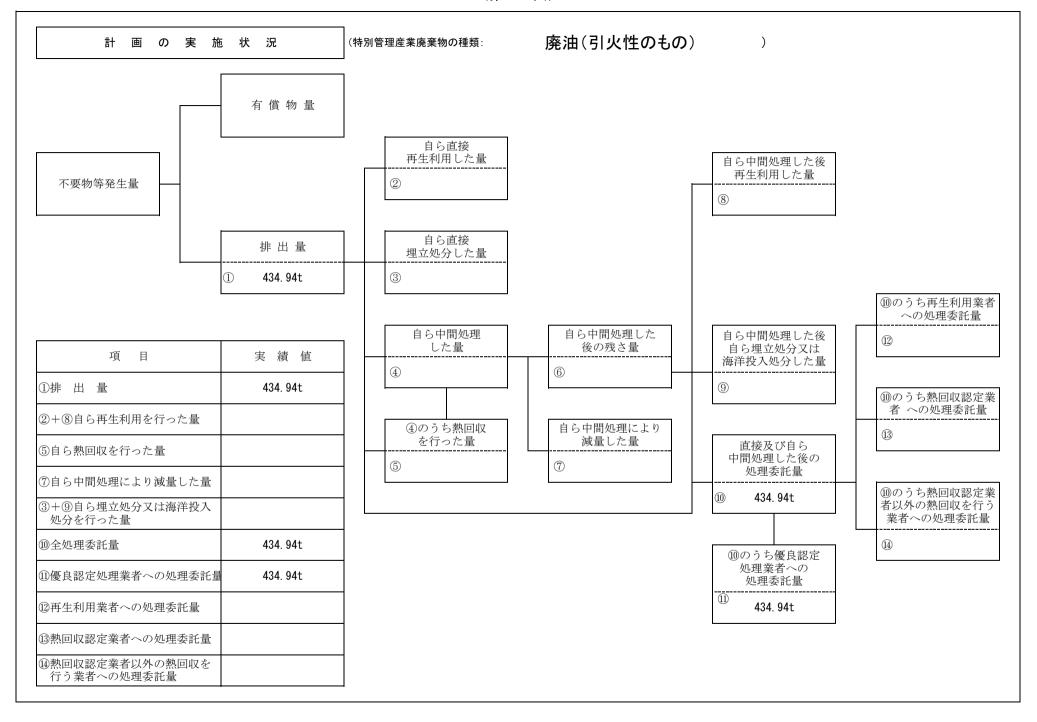
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

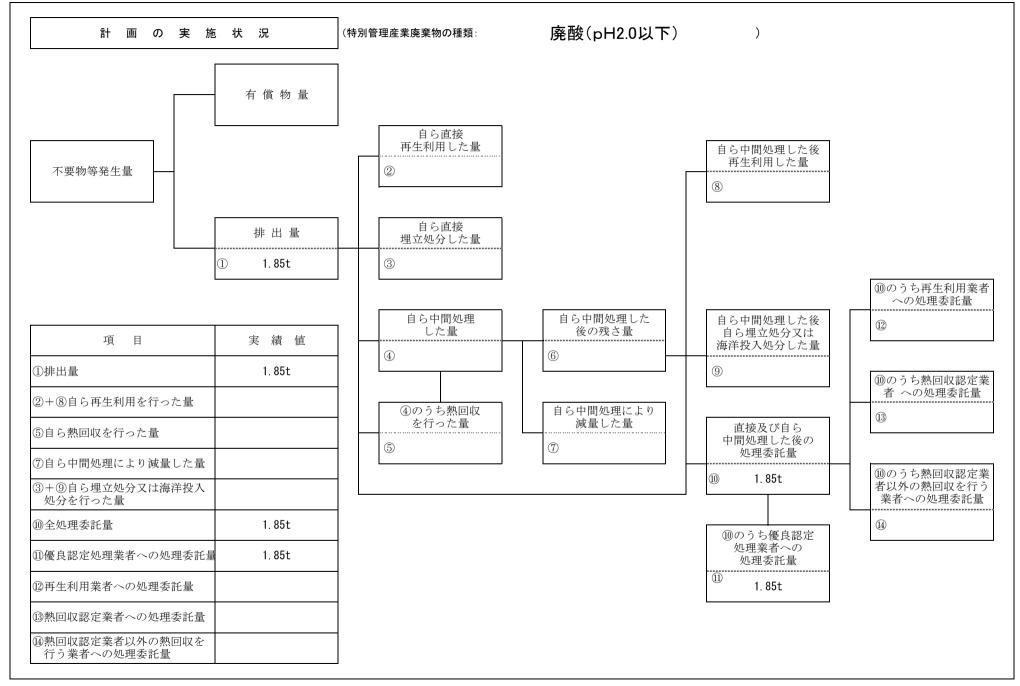
※事務処理欄

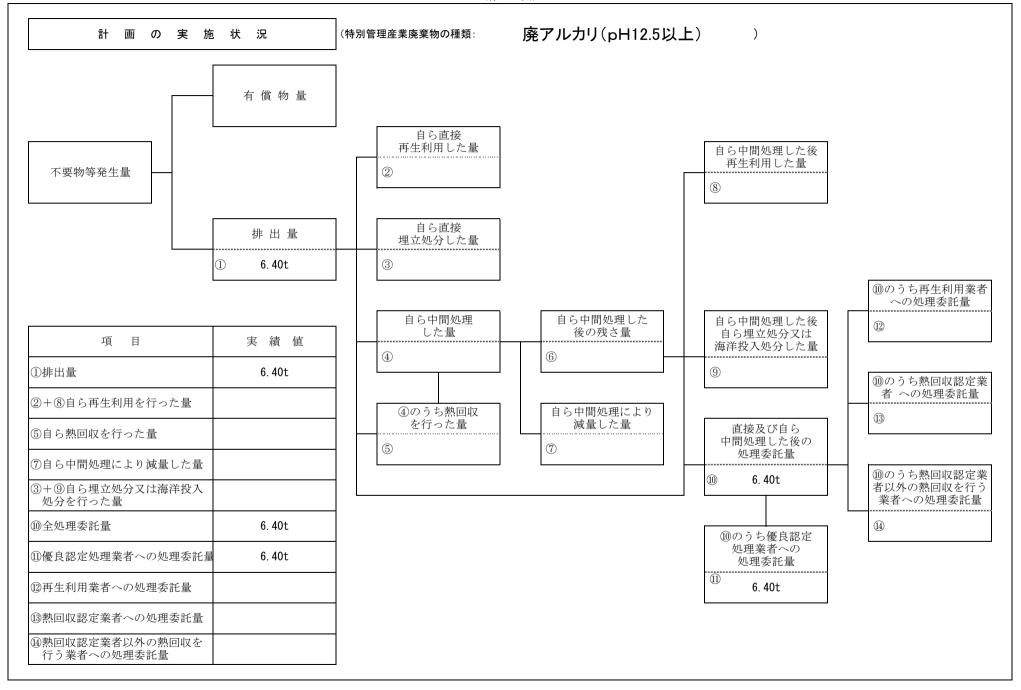
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況(特別管理産業廃棄物の実績の量)

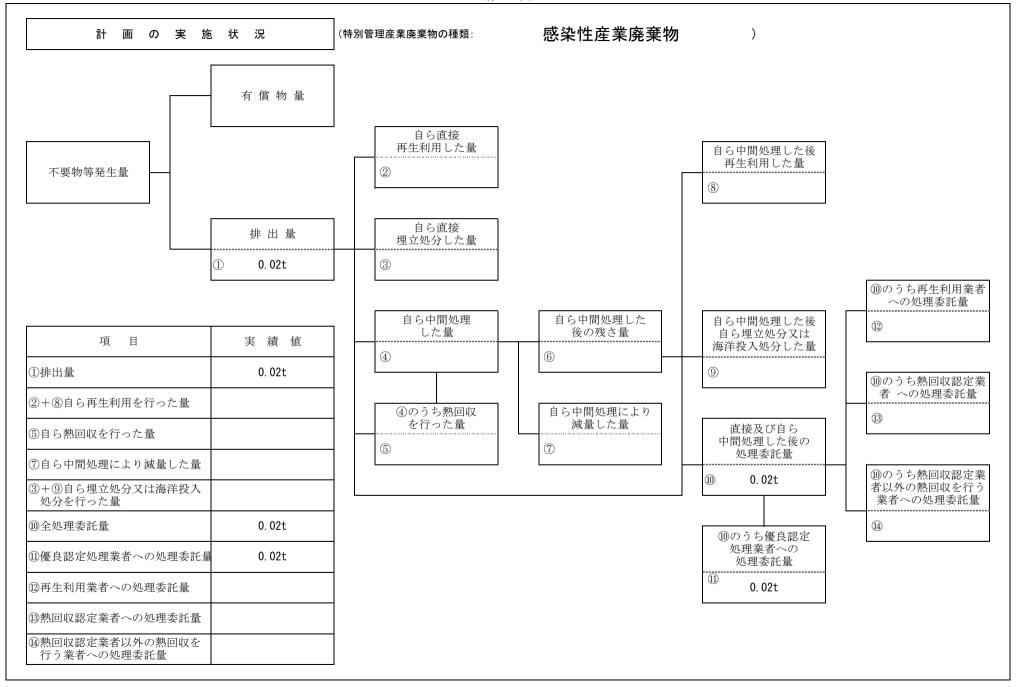
		目標値	特別管理産業廃棄物の種類(実績値)										
			廃油(引火 性のもの)	廃酸(pH2.0 以下)	廃アルカリ (pH12.5以 上)	感染性産業 廃棄物	PCB汚染物	汚泥(重金 属等を含む もの)	廃油(重金 属等を含む もの)	廃酸(重金 属等を含む もの)	引火性廃油 (重金属等を 含むもの)		合 計
排出量	1	551.92t	434. 94t	1.85t	6. 40t	0. 02t			3. 24t		4. 65t		4 51.11t
自ら直接再生利用した量	2												
自ら直接埋立処分した量	3												
自ら中間処理した量	4												
④のうち熱回収を行った 量	⑤												
自ら中間処理したのちの 残さ量	6												
自ら中間処理により 減量した量	7												
自ら中間処理したのち 再生利用した量	8												
②+⑧自ら再生利用 を行った量													
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	9												
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量													
直接及び自ら中間処理 したのちの処理委託量	10	551. 92t	434. 94t	1. 85t	6. 40t	0. 02t			3. 24t		4. 65t		451.11t
⑩のうち優良認定処理業 者への処理委託量	11)	547. 42t	434. 94t	1. 85t	6. 40t	0. 02t					4. 65t		447. 86t
⑩のうち再生利用業者 への処理委託量	12												
⑩のうち熱回収認定業者 への処理委託量	13												
⑩のうち熱回収認定業者 以外の熱回収を行う業者 への処理委託量	14)												

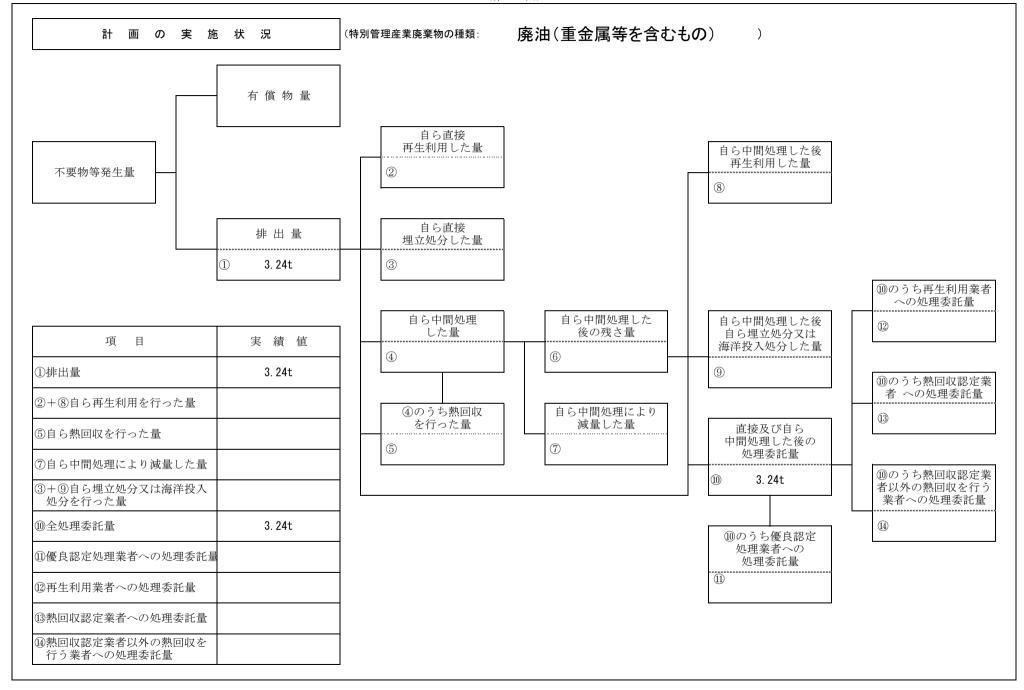
[※] 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

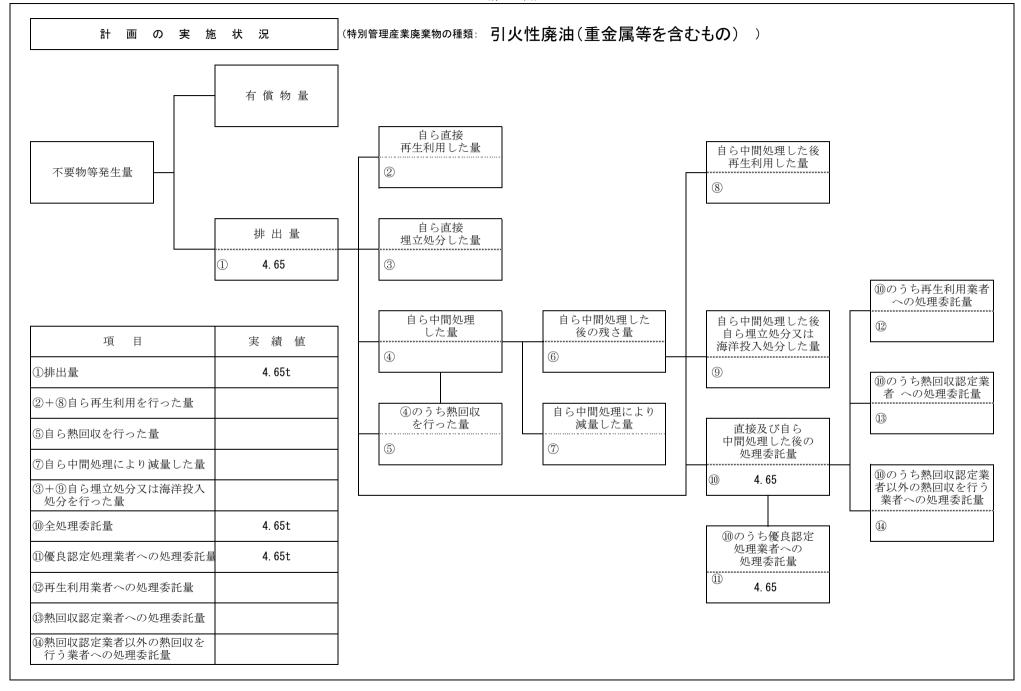












備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理 計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ③欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却 処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値 を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が10以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の 例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付す ること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。